

神奈川県立湘南支援学校開放施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館 及び 会議室	照明設備	平日 (火・金のみ)	17時00分～19時00分
	冷房設備	土・日・祝日	9時00分～12時00分
	暖房設備		13時00分～16時00分
(学校閉庁日及び年末年始休業日を除く)			
附属施設 (トイレ、洗面所、その他)			

2 貸し出しする備品等

利用施設	貸出備品
体育館	バスケットゴール
会議室	会議机、いす

3 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は利用はお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用、その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

- ア 利用希望日の属する月の前月の10日（当月が土曜日にあたる場合は9日、日曜日にあたる場合は8日）までに「施設利用申込書」を事務室に提出してください。
- イ 年度初め及び初めて利用する場合は、「利用者名簿」を提出してください。また、記載内容に変更があった場合も速やかに提出してください。

(3) 調整結果

利用申込みについて調整させていただき、利用できることになりましたら、当月の20日までに、「施設利用承認書」を交付いたします。
施設利用承認後利用できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。
また、施設利用承認書を交付後も天候等やむを得ない事由により施設が使用できなくなることがありますので、ご了承ください。

(4) 利用方法

- ア 利用責任者の方は、利用当日に「施設利用承認書」を学校施設管理員にお見せください。その際、身分の証明となる書類を確認する場合がありますので、携帯してください。
- イ 学校施設管理員から鍵を受け取り、「施設開放用鍵受渡簿」に必要事項をご記入ください。
- ウ 利用終了後は、「施設利用日誌」を記入し、利用施設の戸締り・清掃・消灯・施錠を行ってください。

利用施設施設後は、「鍵」と「施設利用日誌」を学校施設管理員に提出し、利用施設の確認を得てください。

4 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ障害保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご承知おきください。

(参考)

保険の名称	取扱機関
スポーツ安全保険 (1年間有効)	(公財) スポーツ安全協会神奈川県支部 〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館 神奈川県体育協会内 TEL 045-311-0653

(注) 「スポーツ安全保険」は、スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体・グループが加入できます。

5 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆様が気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は全面禁煙です。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 利用中は門扉を閉めてください。
- エ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員の確認を得てください。
- オ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自で対応していただいております。利用にあたって学校施設管理員及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

平塚警察署	0 4 6 3 (3 1) 0 1 1 0
平塚消防署	0 4 6 3 (2 1) 3 2 4 0
平塚市民病院	0 4 6 3 (3 2) 0 0 1 5
平塚共済病院	0 4 6 3 (3 2) 1 9 5 0
休日夜間急患診療所	0 4 6 3 (5 5) 2 1 4 5
タクシー (神奈川中央交通西)	0 4 6 3 (3 0) 5 3 3 0

カ 自動体外式除細動器 (AED) は職員玄関に設置されており、心停止の際には、利用者の皆さまにも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

キ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。

ク 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

ケ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

コ 利用の際は、体育館履き又は上履きを持参してください。

6 感染症対策における留意事項

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。
- イ 施設の利用前に、手を洗いましょう。
- ウ 利用中は、十分な換気を行いましょう。
- エ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

7 利用料金について

利用施設において、照明設備等を使用した場合、次表のとおり電気代実費相当額を負担していただきます。

利用日の使用料について、翌月に「納入通知書」を利用者に送付しますので、最寄りの県指定の金融機関にて必ず納付期限までに納付してください。

電気代実費相当額一覧

(令和6年10月1日現在)

利用施設	区分	単位	金額（うち消費税及び地方消費税相当分）
体育館	照明設備を利用	1回（2時間）	440円（40円）
	冷房設備を利用	1時間	1,710円（155円）
	暖房設備を利用	1時間	2,580円（234円）
会議室	冷房設備を利用	1時間	360円（32円）
	照明設備を利用	1時間	540円（49円）